

第 1 2 回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (11月30日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第 252号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決	6~8
○議案第 253号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につい ての上程、説明、質疑、討論、採決	6~8
○議案第 254号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す る条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決	6~8
○議案第 255号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、 説明、質疑、討論、採決	9
○議案第 256号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制 定についての上程、説明、質疑、討論、採決	11
○閉議の宣告	13
○町長あいさつ	13
○閉会の宣告	13
○署名議員	14

鏡石町告示第48号

第12回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月25日

鏡石町長 遠藤 栄作

記

1. 期 日 平成22年11月30日 午前11時

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

不応招議員（なし）

平成22年第12回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成22年11月30日(火)午前11時 開会

- | | | |
|-----|---|-----------------------------------------------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 議案第 252号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 4 | 議案第 253号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 5 | 議案第 254号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 6 | 議案第 255号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 7 | 議案第 256号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |

本日の会議に付した事件
議事日程第(1号)に同じ

出席議員（13名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	13番	円谷寛君
14番	円谷寅三郎君		

欠席議員（1名）

12番 小貫良巳君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	木賊正男君
税務町民課長	高原芳昭君	健康福祉課長	今泉保行君
産業課長	小貫忠男君	都市建設課長	圓谷信行君
上下水道課長	関根学君	教育課長	吉田賢司君
農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君	会計管理者 兼出納室長	八巻司君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開議 午前10時40分

開会の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまから、第12回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（今泉文克君） はじめに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

11番 菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

議会運営委員長（菊地栄助君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

第12回鏡石町議会臨時会議事日程について、ご報告を申し上げます。

平成22年11月30日（火）午前11時開会の予定でしたが、早めて開会することになりました。

開会、招集者あいさつ。開議、議事日程、日程番号、件名の順にご報告を申し上げます。

〔以下、「議事日程表」により報告する。〕

招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本臨時会にあたり、町長からあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君）

おはようございます。

年末を控え寒さも一段と厳しさが増してきました本日、第12回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ議員の皆様には、公私ともお忙しいなかご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げますのは、10月4日に行われました福島県人事委員会の勧告に基づく、町職員の給与に関する条例の一部改正をはじめとする関係条例の改正議案5件であります。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申しあげ、ごあいさつといたします。

開議の宣告

議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、12番小貫良巳君の1名です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 根本重郎君、2番 今駒英樹君、3番 渡辺定己君の3名を指名いたします。

会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

議案第252号、253号、254号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第3、議案第252号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第253号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに日程第5、議案第254号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第5の3件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第252号から議案第254号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の一括説明を求めます。

総務課長 木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました3議案の提案理由のご説明を申し上げます。

まずはじめに、議案第252号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の改正につきましては、本年の県人事委員会勧告が、去る10月4日に行われたことに基づき、所要の改正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず第1条につきましては、議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年鏡石町条例第24号）の一部を次のように改正すると思いたしまして第5条期末手当の規定でございますが、12月の支給割合を「100分の160」

を「100分の145」に改めるものでございます。

次に第2条につきましては、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例でございますが、来年度以降における期末手当の支給割合について、「100分の145、12月に支給する場合には100分の145」を「100分の140、12月に支給する場合には100分の150」に改めるものでございます。

付則につきましては、施行日を定めたものでございまして、平成22年12月1日から施行するとしたものです。ただし書き以降につきましては、第2条の規定につきましては、平成23年4月1日から施行するとしたものでございます。

次に議案第253号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましても、前議案同様このたびの県人事委員会勧告に基づく所要の改正でございます。

4ページお願いいたします。第1条につきましては、第3条町長の給与月額の規定でございますが、前議案同様12月期の期末手当支給割合を「100分の160」を「100分の145」に改めるものでございます。

第2条につきましては、次年度以降における期末手当の支給割合の改正でございまして、「100分の145、12月に支給する場合には100分の145」を「100分の140、12月に支給する場合には100分の150」に改めるものでございます。

付則につきましては、施行日を平成22年12月1日から施行するとしたもので、ただし書きにつきましては、第2条の規定は平成23年4月1日から施行するとしたものでございます。

次に議案第254号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、前議案同様、このたびの県人事委員会勧告に基づく所要規定の改正でございまして、6ページでございます。

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年鏡石町条例第6号）の一部を次のように改正するとして、第2条給与の規定でございますが、12月支給の期末手当支給割合を「100分の160」を「100分の145」に改めるものであります。また、第2条につきましては、次年度以降における期末手当支給割合について、「100分の145、12月に支給する場合には100分の145」を「100分の140、12月に支給する場合には100分の150」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行日といたしまして平成22年12月1日から施行するとしたものでございます。ただし書きにつきましては、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、一括上程されました3議案について提案理由のご説明申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑にはいります。

質疑はありませんか。

1 番 根本重郎君

〔1 番 根本重郎君 登壇〕

1 番（根本重郎君） 1 番の根本であります。

今、上程されました3 議案について、議員、教育長、副町長、町長の減額される額をお示し願います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長 木賊正男君

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 1 番議員のご質問にご答弁を申しあげます。

本条例が可決されますと改正前、改正後の中で差額が生じるわけですが、ただいまご質問にありましたとおり、町長につきましては約8 万9 千円の減額、副町長につきましては1 0 万1 千円の減額、教育長につきましては8 万1 千円の減額となります。

また、議会議員につきましては、議長が5 万1 千円、副議長が4 万2 千円、議員につきましては、3 万8 千円の減額となるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第2 5 2 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（今泉文克君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第2 5 3 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第2 5 4 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第255号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第6、議案第255号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第255号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました、議案第255号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本提出議案ににつきましては、前議案同様、このたびの県人事委員会勧告に基づくものでございまして、内容につきましては8ページ以降よりご説明申し上げます。

第1条につきましては、職員の給与に関する条例（昭和41年鏡石町条例第1号）の一部を次のように改正するをいたしまして、第11条第2項第1号でございまして、こちらは通勤手当の規定でございまして、第1号につきましては交通機関を利用して通勤する職員の規定でございまして、限度額「58,000円」を「61,000円」に改めるものでございます。

また、同項2号でございまして、こちらは自動車等を利用して通勤する職員の規定でございまして、「53,500円」を「43,100円」に減額改めるものでございます。

また、同項第3号でございまして、こちらは交通機関と自動車を併用して利用し通勤する職員の規定でございまして、「58,000円」を「61,000円」に限度額を改めるものでございます。

また、第12条第2項でございまして、こちらは給与の減額の規定でございまして、本拠法令の規定の改正でございまして、「第9条」を「第19条」に改めるものでございます。

第18条、こちらは職員の期末手当に関する規定でございまして、「100分の140」とあるのを「100分の130」に、こちらは12月期の支給割合を規定したものでございます。次に再任用職員の12月期の支給割合についても同様「100分の140」を「100分の130」、また「100分の80」を「100分の75」に改めるものでございます。

同条第4項に追加規定をいたしまして、附則第11項第2号について同じように加えるものでございます。

次に第19条、こちらにつきましては勤勉手当の規定でございまして、「100分の70」を「100分の65」に改めるものでございます。

また、再任用職員につきましては、「100分の35」を「100分の30」に改めるものでございます。

また附則につきまして、第11項を次のように改めるとして、11項以降に15項まで新たに加えるものがございますが、11項につきましては当分の間、職員ということで、括弧書きの中にあります給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員ということでございますが、55歳以上で6級以上の職員でございます。こちらにつきまして、第1号につきましては給与月額については、特定職員の給与月額に100分の0.9を乗じて得た額を減額するという勧告でございます。また9ページ第2号につきまして期末手当、第3号につきまして勤勉手当につきましても同様、支給割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額を減額するというところでございます。第4号につきましては、休職者の給与についても減額するという規定でございます。

次に10ページでございます。まず13項につきましては、給与減額規定の特例措置ということで、それぞれの諸規定を定めたものでございます。また、14項につきましては、給与条例の第13条、第14条につきましては超過勤務手当と休日給の規定がございしますが、そちらでの給与計算の規定をこちらの中で規定したものでございます。

次に15項につきましては、勤勉手当の支給額に係る計算についての諸規定を記したものでございます。

次に第2条でございますが、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、職員につきましても次年度以降の期末手当、勤勉手当の支給割合について、こちらの規定のとおり6月期と12月期を改めるものでございます。

11ページの附則につきましては、第1条においてこの条例の施行期日といたしまして、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するとしたものでございます。

また、ただし書きにつきましては、第2条の規定につきましては来年度、23年4月1日から施行するとしたものでございます。第2条におきましては、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、それぞれ調整額の規定でございますが、第1号につきましては、平成22年4月1日に職員となった者、また第2号におきましては、6月1日において減額改定対象職員となった者については、それぞれ減額規定の中での計算措置をこちらのなかで規定したものでございます。

次に12ページでございます。第3条につきましては、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え規定でございます。第4条につきましては町長への委任事項でございます。

以上、ご説明申しあげました。

ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番 円谷寅三郎君

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま提案されております議案第255号についてお尋ねいたします。

今度の臨時会、給与の引き下げなど足が重い議会であります。これは県の人勧によるとのことで、公民格差是正と云うことではありますが、本来なら民間の給与を上げて政府も水準を上げるというのが筋だと思います。このことによって職員の生活設計に悪影響を及ぼす、またはやる気のなさが影響してくることはないのか。

今後このことによって、商工業への不況がさらに悪化するような経営等に影響することがないのか提出者の考えをお尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 質疑に対するを答弁求めます。

町長 遠藤栄作君

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 14番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回の減額主旨につきましては、国の経済不安定のなかで企業も大変である。そのようななかでの官民格差への対応であります。職員の志気につきましても、多少は考えられますけれど、こういった経済情勢については職員もそれなりの承知をしているのかと考えてございます。いずれにしてもこの経済がよくならなければ、ならないということでご了解をいただきたい。国の経済対策、こういったものに大きく期待をしているところでございます。

以上であります。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第255号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第256号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第7、議案第256号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第256号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第256号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部を改正する条例の提出につきましては、平成18年度新給料表への切り替えに伴います経過措置に対して、前議案のとおり55歳を超え、6級の者の取り扱いについての規定を加えるものでございます。

14ペ - ジでございますが、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年鏡石町条例第6号）の一部を次のように改正するといたしまして、附則第7条第1項でございますが「相当する額」の次に「（職員の給与に関する条例（昭和41年鏡石町条例第1号）附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額）」を加えるとしたものでございます。こちらは、55歳を超える職員で6級以上の給料表を加えまして、給料の減額措置に伴う経過措置規定を加えるものでございます。

附則につきましては、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行するとしたものでございます。

以上、提案理由のご説明を申しあげました。

ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番 円谷 寛君

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの提案に対しましてお尋ね申し上げます。

我が町において、この改正される条例の適用になる職員は何人おられるのですか。

議長（今泉文克君） 質疑に対するを答弁求めます。

総務課長 木賊正男君

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本改正条例の適用該当職員でございますが、本条例に該当する職員はいまのところございません。55歳以上で6級の者というのはいまないので、該当者は無いということです。あらかじめこちらの規定を改正するとしたものでございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第256号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔「挙手多数」〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。

町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、議決を賜り、誠にありがとうございました。

厚く御礼申し上げます。

明日から師走を迎え、公私ともに何かとあわただしい時期となりますが、くれぐれもご自愛頂き、ご健勝にてご活躍されますことをご祈念申しあげ、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（今泉文克君）

これにて、第12回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時14分

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	2
議案第 252号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	2
議案第 253号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	4
議案第 254号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	6
議案第 255号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第 256号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の 制定について	14

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案第 252号	議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.11.30	可決
議案第 253号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.11.30	可決
議案第 254号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正について	22.11.30	可決
議案第 255号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.11.30	可決
議案第 256号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	22.11.30	可決